平成２９年（フ）第２２２１号
北海道江別市大麻宮町４番地　宮町団地１号棟303号室
債務者　高橋　智絵（旧姓大室）
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２３２号
札幌市北区麻生町２丁目６番24号　第１トーホーハウス３号
債務者　櫻井　孝広
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２４６号
札幌市東区東苗穂６条２丁目５番29号　メゾン62―101号
債務者　鹿内　千鶴（旧姓長谷川・臼杵）
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２５４号
札幌市中央区南13条西15丁目１番23号　クチュール南13条Ａ号
債務者　岩重　光浩
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４０号
釧路市美原１丁目22番7201号　M12
債務者　池田キミエ
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２４２号
釧路市愛国西１丁目36番16号　コーポサンライト103、申立前の住所釧路市花園町１番15号
債務者　廣嶋　拓治
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２３７号
群馬県高崎市剣崎町261番地１　グレイスシティＢ101号
債務者　羽鳥　昌子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第６７６号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目13番地16ジュネスみずほ103、申立時の住所埼玉県川越市新宿町３丁目10番地１（メイツ川越716号室）
債務者　前田　尚久
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６７７号
埼玉県入間市大字野田359番地１　元加治団地４―303　齊藤方
債務者　安部　雅人
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７０２号
埼玉県川越市大字藤間350番地８（ロジュマン川越藤間５号館202号室）
債務者　蓮沼久美子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８４号
岐阜県多治見市滝呂町５丁目97番地
債務者　平岡　徹也
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第４３５号
愛知県岡崎市上六名３丁目９番地49　ファミールドゥクイーン　Ａ―202
債務者　二宮　伸建
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４６００号
大阪市生野区中川西３丁目７番12号ドミール大池橋203号室、住民票上の住所大阪市生野区中川西２丁目15番12号
債務者　谷山　大直
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７０７号
大阪府枚方市招提元町２丁目37番５号
債務者　徳田　美紀（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８０４号
大阪市中央区谷町６丁目10番23号
債務者　森岡　善一
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８３３号
大阪府箕面市百楽荘１丁目３番７―203号
債務者　赤嶋　拓朗
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８３７号
大阪市西成区太子１―６―14　パール811号室、住民票上の住所奈良県香芝市逢坂４丁目974番地１
債務者　佐藤　裕司
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部